

# 和光北インター東部地区土地区画整理事業

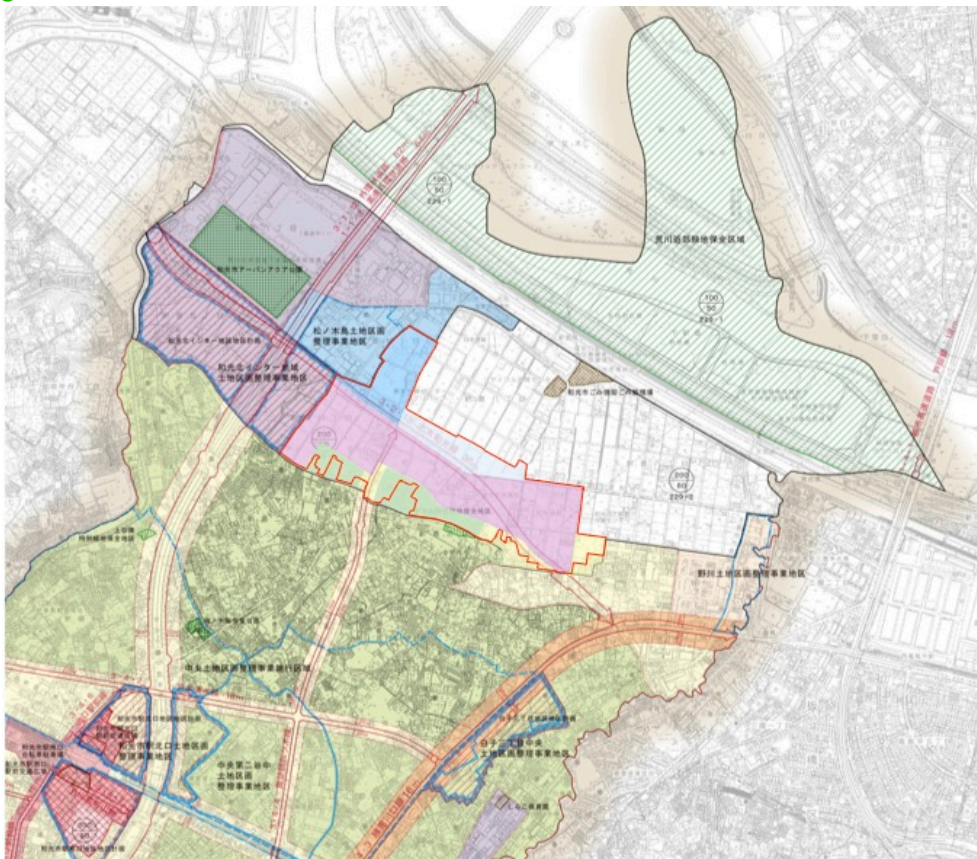
## 事業概要

- 事業名称：和光都市計画事業 和光北インター東部地区土地区画整理事業
- 施行者：和光北インター東部地区土地区画整理組合
- 施行区域：和光市新倉二丁目、新倉三丁目、新倉四丁目、新倉七丁目、新倉八丁目、下新倉五丁目及び下新倉六丁目の各一部
- 用途地域：工業専用地域・工業地域・準工業地域・第一種住居地域・第一種中高層住居専用地域
- 地区面積：38.1ha ●総事業費：約240億円 ●平均減歩率：約31%
- 事業期間：令和5年10月6日～令和16年3月31日（予定）

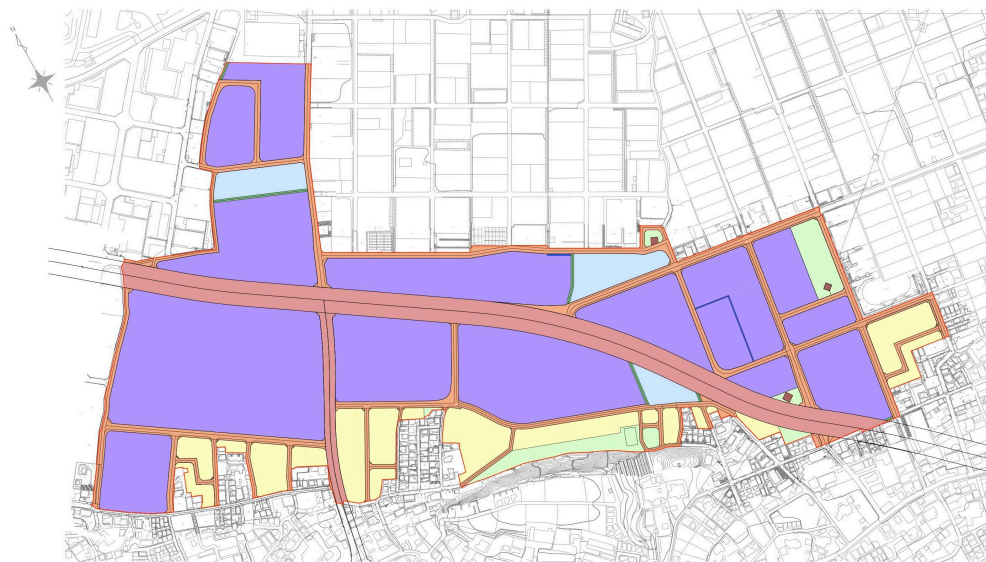
## これまでの経緯等

- 令和5年10月6日：組合設立認可
- 令和5年10月28日：第1回総会にて戸田建設株式会社関東支店を業務代行者に選定
- 令和6年9月13日：仮換地指定（全域申出換地）

## 位置図



## 土地利用計画図



## 和光北インター東部地区のまちづくりについて

土地区画整理事業の効果を最大限に引き出すために…

- 地権者の皆様の土地利用目的ごとに土地を集約化
- 資産活用は「貸したい」、「売りたい」、「使いたい」
- 将来の生活設計を考え、土地利用の転換も検討



## 排水の方針

- 雨水排水  
東側区域は、第三調整池から放流水路を経由し、白子川に放流する。西側区域は、第一調整池及び第二調整池から放流水路を経由し、新河岸川に放流する。
- 汚水排水  
公共下水道を整備する。新河岸第19処理分区東部第2分区ルートで、荒川右岸流域下水道の終末処理場で下水処理を行い、新河岸川に放流する。